

平成28年度 包括外部監査

措置結果報告書

<監査テーマ>子ども・子育て支援に関する事務の執行について

監査テーマ	平成28年度	子ども・子育て支援に関する事務の執行について
-------	--------	------------------------

No. 1

項目	大分類	第2 総論		
	中分類	3 高槻市の子育て支援事業の概要		
	小分類	就学前児童施設の在り方について、今後具体化していくに当たって、市民に対し、積極的に情報を開示されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園総務課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>就学前児童施設の在り方の具体化については、市民生活にも大きな影響を与えるものであるため、市民に対し、十分な情報を開示し、かつ、分かりやすく丁寧な説明を行い、施策について市民の理解が得られるよう、努めていくべきである。</p> <p>* 要点を簡単に記載してください</p>			
報告書該当ページ	P.26			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>「高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針」の具体的計画として「高槻市立認定こども園配置計画」を平成29年4月に策定した。この計画について、市ホームページで公開するとともに、平成29年5月号の広報紙においても掲載し、市民への周知に努めている。また、認定こども園化の対象となる施設において、保護者説明会を実施するほか、地域住民に向けたオープンハウス形式の説明会を開催し、施策への理解が得られるよう努めている。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

No. 2

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	2 保育の必要性の認定		
	小分類	育児休業に伴い児童を退所させた場合、育児休業対象児童の入所の際にも加点されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>育児休業に伴い保育施設・事業の利用継続を選択し、保育所を退所させる保護者がほとんどいない理由の一つとして、育児休業対象児童の入所選考の際の兄弟姉妹加点の問題もあると思われるため、退所させた児童の再申込み加点だけでなく、育児休業対象児童にも兄弟姉妹加点を付けるなどし、育児休業の際の児童退所を促進させ、待機児童解消を図ることを検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.41			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>育児休業に伴い利用している保育所等を退所した場合に、退所した児童の申し込みの際、当該児童への加点を10点から12点へ引き上げた。また育児休業対象児童に対しては申込時に加点(3点×申込クラス年齢)して選考するよう制度を設け、育児休業に伴う保育所退所を促すようにした。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成28年12月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	3 保育所等の運営に係る費用		
	小分類	実態の分析を踏まえ市の独自事業に反映されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>同じ就学前児童施設でありながら、公民には大きな格差が存在する。児童一人当たりの運営費用に、差が発生する理由を分析し、合理性のない差が存在するのであれば、その差の解消を図り、必要であれば、高槻市の独自事業の立案、修正なども検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.42			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>障がい児等支援が必要な子どもの利用においては、職員加配等の特別な支援が必要となることが多く、民間保育所等でそのような支援が必要な子どもの利用に対する職員加配をした場合の補助金制度はあるものの、より保育が困難な子どもの利用においては、市立保育所等で対応せざるを得ないケースが多いのが実情である。このような特定子どもにかかる経費等を子ども一人当たり経費のような算出をすると、「公立における特定子どもの経費(ア)／公立を利用する子ども数(イ)」「民間における特定子どもの経費(ウ)／民間を利用する子ども数(エ)」「ア>ウ、イ<エ」の比較となることから、このような特定経費の差が公民間における大きな差の要因の一理由となっていると考えられる。しかしながら、民間職員と比較すると公立職員の平均年齢や平均勤続年数が長いこともあり、基本的な人件費部分で一定の公民差が発生していることについては、従来より認識しているところである。</p> <p>これに対して、民間における職員の雇用の安定や処遇改善を実施するため、平成29年度の公定価格における処遇改善加算等の拡充に適切に対応するとともに、従前より実施してきた10%助成をはじめとする助成事業の継続・維持等、市独自の取り組みについても必要に応じ適切に対応していく。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	4 施設型給付費及び地域型保育給付費(扶助費)		
	小分類	実態を把握したうえで、対象経費となる項目の再考を含めた補助の内容の再検討をされたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>助成の対象となる経費の範囲が幅広いため、実際にどのような用途に利用されているのか使途を把握、分析し、保育士の処遇改善に使用されるようにするなど、助成金がより有効に活用される方策を検討する必要がある。用途の一つである「習い事等の実施に係る費用負担」のために使用されることについては、やや疑問があり、また公民格差の是正も必要である。</p>			
報告書該当ページ	P.47			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>当該助成は公民格差是正のため、「保育士等の処遇改善」、「教育・保育内容の充実」、「保護者負担金の軽減」等を目的に行っており、施設がより高い水準の教育・保育を実施するため公定価格では運営上不足するところを補い、施設が当該目的のために一定の自由度をもって使用できる助成となっている。</p> <p>本市の方針として、各施設において教育・保育の画一化は行わず、公立では保護者ニーズ等へ適宜対応できないところ、民間では一定可能であることから、民間では様々な事業を実施しており、それが各民間園の特色となっているところである。そういった特色を求めて保護者は入所申し込みを行うところ、現在のように保護者が必ずしも第1希望の施設に入所できない状況においては、各施設がより充実した教育・保育を提供する上で保育料の他に発生する経費を保護者の希望でない場合も負担しなければならないことも想定される。このような状況において施設に当該経費の一部を助成することで、保護者負担を軽減し、対応しているものである。</p> <p>本事業のより有効な活用方策の検討や用途の再考については、平成27年度の子ども・子育て支援新制度導入後、国において保育士の処遇改善や各補助事業について様々な見直し・制度改正が行われていることから、平成29年度現在、本助成の内容について見直しを始めており、用途の明確化や活用方策の再検討等整理を行っているところである。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	5 利用者負担額		
	小分類	保育所においても、保育所から督促状を手渡す際に支払予定時期などの確認をされたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	幼稚園保育料において、支払予定時期等を聴取するようにしたことにより、滞納額が減少した効果を保育所保育料においても活用し、保育所から督促状を手渡す際に、支払予定時期などの確認をし、報告させるべきである。			
報告書該当ページ	P.58			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	保育所においても、保育所から督促状を手渡す際に支払予定時期など確認し、報告するよう保育所長会等を通じて所長等へ依頼することとした。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	納付確約書を作成する際、滞納保育料の発生月、及び各発生月の滞納額を記載されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	納付確約書について、具体的にどの支払月の保育料がいくら滞納になっているかが不明確なので滞納保育料の発生月と支払金額、現在の滞納額等を記載した別表を添付することなどを検討されたい。			
報告書該当ページ	P.64			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	納付確約書を取り付ける際に、滞納保育料の発生月・滞納合計金額を記載した明細書を添付し、双方に署名押印してもらうよう統一している。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	納付確約書作成後のモニタリングを徹底されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	納付確約書を作成した後も、分納計画に従った履行がされているかを随時確認するとともに、履行がされていない場合には、再度納付交渉を早期に行う必要がある。また、滞納者と接触をする機会を持つべく、少なくとも年に1度、納付確約書の更改を行うべきである。			
報告書該当ページ	P.65			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	納付確約書作成後の滞納管理については、年3回の催告の機会や、児童扶養手当現況届時に接触を試みたり、訪問徴収を実施したりする中で継続的に取り組んでいる。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	発生月が古い滞納保育料から充当する方法を検討されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	長期間にわたる滞納者からの一部納付については、時効管理の観点から、発生月の古いものから順に充当していくことが適切であるため、発生月が古い債権から充当できるような方法を検討されたい。			
報告書該当ページ	P.65			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	過納が生じた際には、滞納保育料の残額へ充当する旨をあらかじめ債務者と合意しておくことにより、常に古い滞納保育料への支払いに充当することができるようにした。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	優先順位をつけて電話や訪問も実施されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	滞納者への督促について、滞納額や滞納期間、支払能力等の事情により滞納者の優先順位を定め、実施した督促の内容その他の情報を一覧化し、電話や訪問などの効果的な督促も行うようにされたい。			
報告書該当ページ	P.65			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>滞納者の資力確認を定期的実施及び対応記録を一元化し、滞納処分・児童手当からの徴収・継続的な分割納付などの徴収方法をそれぞれの滞納者に検討し、効果的に徴収する。</p> <p>また、資力確認の結果により、支払能力がある者に対する電話又は訪問による徴収を強化する。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	債権管理のマニュアル化を進められたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	滞納処分等の法的手続きの実行や資産管理課への移管については、正常に納付している保護者との平等、滞納者間での平等の観点からも、ある程度画一的に実行する必要があることから、債権管理のマニュアルを整備し、個々の担当者の判断のばらつきを最小限に抑えるようにすべきである。			
報告書該当ページ	P.66			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>従前より、移管について画一的に実行するため、資産管理課作成の「移管債権に係る事務処理基準」に従い移管するタイミングを統一している。また、徴収及び滞納処分についても「高槻市保育所保育料滞納対策実施要綱」に従い、統一の基準をもって行っていると認識している。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	児童手当からの徴収をより一層進められたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	保育料については、児童手当からの徴収をより一層進められたい。			
報告書該当ページ	P.67			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	滞納保育料については、児童手当からの徴収を実施済であるが、更なる取り組みを進めていく。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成28年2月15日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	6 利用者負担額(保育料等)の滞納管理		
	小分類	収入減少による保育料の減免基準を再考されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	収入減少による保育料の減免基準について、現在の高槻市の減免基準が適切か、基準として、収入減少割合、絶対値としての収入額、資産要件等を総合考慮することが考えられないか等、再検討されたい。			
報告書該当ページ	P.67			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	国が定める減免基準においては、特定の事由(失業、災害等)を起因とする収入の著しい減少とされているところであるが、本市においては、収入要件のみで減免基準を設けており、一定応能負担制度(前年(前々年)の収入に基づくもの)で補完できない対象者を救済するものとなっている。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	7 私立幼稚園就園奨励費補助金事業及び私立幼稚園在籍園児保護者補助金事業		
	小分類	私立幼稚園在籍園児保護者補助金について、その内容について、見直しを検討されたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>私立幼稚園在籍園児保護者補助金は国の制度である私立幼稚園就園奨励補助金において対象外とされている高額所得者に対し、北摂他市と比較して高額な補助金を出しているが、本補助金は経済的理由により保育料の負担が大きい保護者を支援し、教育の機会均等を図ることを目的としているとされており、高額所得者に高額な補助金を出すことについて、見直しを検討されたい。</p>		
報告書該当ページ	P.70			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>本補助金の最終目的は、幼稚園教育の振興に資することであり、教育の機会均等を図るための就園奨励補助では対象とならない世帯の子どもにも幼稚園教育を推奨していくという本市の方針のもと実施している事業である。</p> <p>補助額について、北摂地域の比較においては、平成29年6月現在の情報では箕面市(該当世帯の保育料が月額1万2,000円となる制度で、本市の私立幼稚園における平均保育料から逆算すると実質年間10万を超える補助額となる)、茨木市(月額98,640円)に次ぐものであり、次の摂津市(月額54,000円)とも大きな差はないことから、本市が特別高額な補助をしているとは考えていない。</p> <p>幼稚園教育の振興にあつては、国において、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組が段階的に行われているところであり、今後も国の動向を注視し、必要に応じ、適切に対応していくものである。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	8 保育所緊急整備事業及び認定こども園整備等事業		
	小分類	補助金額が高額であることに鑑み、交付のための手続きは丁寧に進められたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>本補助金は1園あたりの補助金額が高額であることから、①事業にかかる費用が妥当な価格であることの確認、②補助対象経費がそうでないかの区別は丁寧に実施されるべきである。</p> <p>このうち①については、事業者が入札を行なっていること、市の建築主事が工事見積書の確認を行うことで費用の妥当性の担保がなされている。しかし、後者の確認を行い、問題がないことが記載された書面の作成者が、記録に綴じられたものでは分からない状態であった。この手続きは補助金額の適正性を担保する重要なものであることから、作成者の明示が不可欠である。</p> <p>また②については、補助対象経費を決定する根拠となる資料が事業者が委託した設計士により作成されたものであるため、市側でも有資格者を確保するなどして独自の立場で検証することが望ましい。</p>		
報告書該当ページ	P.72			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>事業にかかる費用が妥当な価格であることの確認については、見積りに問題がないことが記載された書類で行っており、当該書類は建築課での決裁を経た文書であるため、作成者及び決裁者は建築課に保管されている文書で確認が可能であることから、現在の方法で問題ないと考えているが、平成29年度より、鑑文をつけてもらうよう依頼するなど、より明確に作成者を確認できるよう対応することとした。</p> <p>また、補助対象経費がそうでないかの区別については、大阪府の担当者との協議を重ねて判断しており、事業者から提出された根拠資料を大阪府に提出し、その中で大阪府から示される基準に当てはまらないものは対象外経費となるため、事業者側から提出された根拠資料に記載されたものが全て対象経費となるものではない。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日		平成29年4月1日		

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	9 民間保育所等運営費補助事業		
	小分類	利用料に関する情報提供の方法について検討されたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>延長保育事業、一時預かり事業、病後児保育事業、地域活動の各事業は、各園が独自に利用料を設定し、徴収することが可能であることから、利用料金はそれぞれ異なっている。</p> <p>保護者から個別の園の利用料について問い合わせがあった場合には、窓口担当者が口頭で情報提供を行っているとのことだが、保護者が園ごとの利用料金を比較検討することが可能になるような一覧性のある資料を作成するなど、保護者の選択のための利便を図ることを検討されたい。</p>		
報告書該当ページ	P.77			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>毎年各園の状況や実施事業、必要経費等について情報提供資料を作成し、窓口にて配付しているところである。</p> <p>当該資料は各園1ページに共通レイアウトで集約し、各園毎の状況が比較しやすいようにまとめたものである。</p> <p>各施設で実施している事業は複数に渡っており、保護者が選択する場合にも、単純に利用料金だけで判断せず、さまざまな要素を複合的に比較検討していただく必要があることから、個別事業毎の利用料金一覧ではなく、施設の全体像が比較しやすい資料にて案内しているものである。</p> <p>また、上記資料にて基本的な料金は示しているものの、施設によっては保護者のニーズや条件によって、きめ細かく対応している園もあることから、あくまで資料は参考であり、保護者と施設で利用方法・利用料金について齟齬がないよう必ず保護者と施設で直接相談いただくよう窓口での案内を徹底しているものである。</p> <p>近年、事業者が大幅に増加していることから、当該資料についても保護者が選択される際に、分かりやすく混乱しないよう必要に応じて対応していく。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	9 民間保育所等運営費補助事業		
	小分類	実績確認を十分に実施されたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>本補助金については、対象事業に要した支出額から収入を差し引いた額と補助金限度額のいずれか低い方を補助することになっている。実収入や実支出額については、その正確性を検証できるような資料が十分でなく裏付けの確認はできていない。</p> <p>例えば人件費については、合理的に割り振られ、他の事業と重複して補助対象経費としていないか、補助対象外経費が含まれていないか等を検証できるようにすることが重要である。平成28年度より実績確認のための提出書類につき、既に改善作業に着手しているが、さらにこの改善のための努力を推し進められたい。</p>		
報告書該当ページ	P.77			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>対象経費の確認にあつては、月別報告書や予算書・決算書、必要に応じて領収書や賃金台帳等、複数の書類を参考に確認しているところである。特に各補助事業の主たる対象経費は人件費となっていることから、人件費の割り振りが適切か、他の事業と重複していないかを検証すべく、平成27年度実施事業の実績報告時より新たな書式を設け人件費の確認作業を行ったものである。</p> <p>当該書式について、より各事業毎の確認が行えるよう書式を改め、平成28年度実施事業の実績報告より使用している。</p> <p>今後も適切に対象経費を確認していくため、必要に応じて改善に努めていく。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日		平成29年4月1日		

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	9 民間保育所等運営費補助事業		
	小分類	子ども・子育て支援新制度で位置づけられた事業と市独自で実施している助成事業の整理を速やかに行われたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	平成27年度から国の給付制度が大きく変化した。各補助事業が再編されたが、国の制度変更により、民間保育所への助成が実質的に削減されるという事態は避けるべきであるので、子ども・子育て支援新制度で位置づけられた事業と市独自で実施している助成事業の整理を速やかに実施されたい。			
報告書該当ページ	P.78			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>平成27年度に子ども・子育て支援新制度が導入され、国の事業が大きく再編されたところであるが、本市においても各助成事業毎に見直しを行い、当該年度をかけて整理を行ったものである。</p> <p>国において公定価格に組み込まれた各助成事業の具体的な金額等市では把握できない部分もあるが、各施設への公定価格及び助成事業を合わせた支払い額等について、子ども・子育て支援新制度導入前と後で比較・分析し、実施事業に対する本市からの必要な支払い額が維持できるよう、また各事業間で重複する部分がないよう対応している。</p> <p>子ども・子育て支援新制度導入後も、毎年国の制度改正や制度創設等があり、平成29年度についても、国の改正内容に対応したところである。今後も国の改正内容に適切に対応し、本市における助成事業についても必要に応じて見直し、整理を行っていく。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	9 民間保育所等運営費補助事業		
	小分類	保育士宿舎借り上げ支援事業費補助など、新たな制度については、十分に周知を行い、実利用が増えるよう、努められたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	保育士宿舎借り上げ支援事業費補助は、平成27年度では1戸しか利用されておらず、平成28年10月でも利用者は拡大していない。保育士の逼迫がボトルネックの一つになっていることから、「保育士・保育所支援センター」などを利用して、制度の周知等に努め、利用促進を図られたい。			
報告書該当ページ	P.78			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>保育士宿舎借り上げ支援事業費補助については、平成27年度に新規に創設した補助事業であり、国の保育対策総合支援事業費補助金における同名事業を活用した事業であるが、平成27年度の当該事業にかかる国の規定整備が遅れた(要綱の成立は平成28年1月14日付)ことで、本市における当該事業の創設(平成28年1月28日付)及び事業者への周知が大幅に遅れたことや、国の定める実施要件が「平成25年度以降新規採用された常勤の保育士であり、採用から5年以内のもの」等対象範囲や条件等が限定されていること、そもそも本事業では「賃貸物件に住んでいる者」以外は対象としておらず、事業の対象要件を満たす保育士そのものが限定されることなどが現時点で利用が拡大しない要因となっていると考えている。</p> <p>当該事業は保育所等の事業者が職員向けの社宅を運用するための事業であることから、周知対象は事業者に限られており、事業者に対しては平成27年度の制度開始から毎年定期的に説明会を実施している他、事業の導入を検討される事業者へは個別説明・相談の時間をとる等必要な周知は行っている。平成29年度より国の制度改正等により、要件が緩和することが予定されていることについても、本市でも必要な制度改正に適切に対応し、より利用が促進できるよう事業者へ周知を行ったところである。</p> <p>現状保育士の確保が喫緊の課題であることは認識しており、当該事業を実施している保育所等の情報については、「保育士・保育所支援センター」等を活用し、保育士確保に努めていく。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年5月30日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	10 臨時保育室運営事業		
	小分類	開所以来活用されていない2階部分を活用すべきである。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園総務課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>臨時保育室の2階部分については、臨時保育室の方向性と併せて検討するものとされているが、現時点において具体的な検討には至っていない。多額の公費が投入された資産が購入後長期にわたり活用されていないことは望ましくないため、引続き、今後の活用方法について検討していくべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.81			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>臨時保育室は旧法務局建物を活用しており、保育スペースとしては1階部分だけで十分な面積を確保できている。このため、当初から2階部分の使用は想定しておらず、建築確認や改装を行っていないので、そのままでは使用できない状態となっている。</p> <p>臨時保育室については、平成31年に開設予定の(仮称)子ども未来館内への移転可能性もあり、今後も、本施設について、公有財産としての有効活用の視点を持って検討していく。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	10 臨時保育室運営事業		
	小分類	派遣契約の内容について、再検討されたい		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園総務課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>臨時保育室の保育士派遣契約については、保育の安定性の観点から、8時間継続勤務を原則としており、12時間の開所時間に必要な保育士の配置を行うと、日中に勤務時間が重複してしまい、非効率が発生している。また、月3回の入所タイミングに合わせて、その1週間前に派遣要請を行っているが、保育士派遣までの期間が短いため、必要保育士の確保が困難になっている。効率的かつ安定的に保育士が確保できるよう、派遣契約の内容を見直すべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.82			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>臨時保育室の人材派遣委託業務について、経費削減と人員確保の安定性の両面から契約内容の見直しを行い、短時間の保育士を活用できるシフトパターンの設定や、例年の傾向を分析して派遣期間をできるだけ長く設定(年度末)するなど、効率化・安定化を図っている。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成28年12月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	10 臨時保育室運営事業		
	小分類	職員の確保の方法について、さらに検討を進められたい		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園総務課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	臨時保育室は年度当初保育従事者は、派遣職員で構成されているが、平成27年度、平成28年度ともに派遣保育士の確保が困難になってきているため、年間を通じて恒常的に必要な人員については、非常勤職員で対応していく等、職員確保の方法について検討していくべきである。			
報告書該当ページ	P.84			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	年度当初の入室児童数が増加している状況にあることから、毎年、非常勤職員と派遣職員の割合の見直しを行っている。平成29年度においては、年度当初から定員となる50名の入所が見込まれたため、非常勤職員を8名に増員し、派遣職員の割合を減らした。今後も児童数の状況を見極めながら、人員体制の検討を行っていく。			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	11 保育士・保育所支援センター事業		
	小分類	待機児童解消のためには、保育士の安定的確保が不可欠のものであることから、さらに、本事業を積極的に展開されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園総務課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	保育士・保育所支援センター事業のさらなる拡大のため、潜在保育士等の登録を進め、より多くの優秀な保育士を確保するよう努めていくべきである。			
報告書該当ページ	P.89			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	保育士の労働力需要は依然として高くあるため、平成29年度は、平成28年度に採用につながるケースの多かった商業施設での出張相談回数を増やし、さらなる潜在保育士の掘り起こしを図っていく。			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	12 指導監査等		
	小分類	指導監査等を実施した場合は、その結果を公表することを検討されたい。		
所管部課		健康福祉部 福祉指導課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>保育所及び幼保連携型認定こども園について、保育・教育の質の確保の必要性は、開設直後か一定期間経過しているかにかかわらず、同じように認められるものであることから、初期指導期間の指導についても公表することは検討されてもよいのではないかと考える。</p> <p>また、地域型保育事業については、今後、監査基準が策定され、実地指導監査がなされる場合には、その結果について公表されたい。</p>		
報告書該当ページ	P.94			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>指導監査結果の公表については、国から実施を義務づけられているものではないが、社会福祉法人等のより健全な運営を促すため、個別の指導監査結果を公にすることによって、法人等によって提供される福祉サービスの質の向上並びに市民の福祉サービスの選択に資することを目的に、当市独自で行っている取り組みである。</p> <p>一方で、新設の社会福祉法人等については、安定かつ適正な運営を確保することに主眼を置き、法人設立及び施設等開所後の2年度間の監査実施期間を初期指導監査期間と位置づけていること、また、初期指導監査期間にある社会福祉法人等については、安定運営に至るまでの指導期間であることを踏まえ、監査結果を公表しないこととしている。</p> <p>初期指導監査期間にある法人等については、すでに長期間運営され安定した運営がなされている法人等に比べ、指導監査において求められる事項に関する知識、認識が十分でないために、指導指摘事項が増加する傾向にある。そのため、初期指導監査期間にある法人等の指導監査結果を公表すると、福祉サービスの質の確保を図る目的で行う指導指摘が、結果として運営が著しく不適正であるという行き過ぎた印象を与えることになってしまい、市民の福祉サービスの選択に資するという目的を果たせないこととなる。</p> <p>については、初期指導期間の指導についての公表に関しては、今後も同様の取り扱いの継続を考えている。</p> <p>また、地域型保育事業の監査結果の公表については、従前の現地確認の実施から実地指導監査の実施へ切り替えられた際に、社会福祉法人等と同様に公表していく取り扱いを想定している。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第3 施設型給付		
	中分類	12 指導監査等		
	小分類	指導監査等を実施した場合は、その結果を公表することを検討されたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園総務課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>認可外保育施設の指導監督の結果について、児童福祉法上の届出対象施設のみ公表されている。しかし、利用対象者が限定される届出対象外施設においても、透明性を確保することによって悪質な事業者を排除するとともに、保育・教育の質の向上を目指すべきである。法令上の公開義務がないことをふまえれば、費用対効果等に鑑みて、他の施設とは公表項目等を変えるなど合理的な手法で、全ての認可外保育施設について指導監督の結果を公表することを検討すべきである。</p>		
報告書該当ページ	P.94			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>広く利用者を募集する届出対象施設とは異なり、事業所内保育施設等の届出対象外施設は利用対象者が限定されているため、指導監督の結果を公表することは効果がないものと考えられる。このため、指導監督の場における指導・助言により教育・保育の質の向上に努めていく。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第4 地域型保育給付		
	中分類	2 小規模保育事業所設置事業		
	小分類	約10年分の前払い賃借料を補助の対象としているが、何らの限定もなく前払い賃借料を補助の対象とすることの妥当性を再検討されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>高槻市では、国の「小規模保育設置促進事業」のQ&Aを根拠に複数年度の前払い賃借料を補助対象としている。実際に約10年分の前払いを行なっている園は、賃貸借契約期間が2年、以後法定更新となっており、賃貸借契約が10年以内に終了した場合の支払い済み賃借料の取り扱いについての定めはない。</p> <p>そのような事実関係において複数年度の前払い賃借料を補助の対象とすることについて、以下のような問題点が指摘できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約10年分の前払いし、かつ中途解約時の賃借料の取り扱いについて規定を設けないのは通常の商慣行とかなり乖離している。 ・補助金の返還義務が生じた際に、事業者が返還の原資を確保できず、高槻市が補助金の返還を受けられなくなる可能性が高い。 ・通常の商慣行に則って契約をした事業者との補助金額の差による不公平感がある。 <p>他の自治体では前払い期間を限定するなどの取り扱いがなされている。高槻市においても合理的なルールを策定し、これを要綱に定めることを検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.99			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>国が示す安心こども基金管理運営要領、大阪府の要綱及びそれぞれの示す方針に基づき当該補助金業務を行なっているが、いずれも約10年分の前払い賃借料を補助の対象とすることを認めている。本市では国及び府の方針に従い、今後も事業を実施する。</p> <p>しかしながら、補助金の返還が受けられないリスクがあるものが対象となるものが今後発生しないよう、貸与を受けている建物について原則地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記する、もしくは10年以上の賃貸借契約を結ぶよう改め、事業者へ周知している。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第4 地域型保育給付		
	中分類	2 小規模保育事業所設置事業		
	小分類	改修費、賃借料の経済合理性に関して検討されたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>施設ごとの改修費や家賃に幅があることや、長期にわたる将来家賃を対象に補助している園の有無により、施設整備補助金は園児1人当たりで見た場合、園によって大きな開きがある。</p> <p>高槻市では、賃借料については金額の妥当性についての根拠資料を求めている。高槻市として把握している賃料の相場観と比較検討するなど、市が独自で検証手続きを加えることが必要ではないかと思われる。</p>			
報告書該当ページ	P.100			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>小規模保育事業所の改修等は小規模保育を行うための基準に基づいて行われるものであり、園の規模にかかわらず最低限必要なものであるため、園児1人当たりの金額で考えること等に合理性はないと考える。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第4 地域型保育給付		
	中分類	2 小規模保育事業所設置事業		
	小分類	十分な資料により実績確認されたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		支払い実績の確認に利用している資料が簡便な領収書のコピーのみのものがあるが、過去の不正事例においては領収書の偽造がよく見られるため、必要に応じて金融機関の取引記録等の改竄の困難な外部記録を確認すべきである。		
報告書該当ページ	P.100			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>今後の支払い方法は基本的に振り込みに統一することとし、金融機関の取引記録等の提出を求めることにした。また、例外的に振込み記録等で実績確認できない方法で支払う場合は、契約書と領収書の印鑑が同じであるかの確認を行うなど、不正防止に努める。</p> <p>加えて監査に同行する機会には決算書等で実際に支払い実績があるかどうかの確認を行う等の対応についても検討する。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		平成29年4月1日		

項目	大分類	第4 地域型保育給付		
	中分類	2 小規模保育事業所設置事業		
	小分類	事業者から消費税の申告書を入力して、消費税仕入控除税額の確定に伴う返還すべき補助金の有無を確認されたい。		
所管部課		子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 結果 <input type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>要綱上、補助金の対象経費からは消費税仕入控除税額等を除くとされている。しかし、補助金交付決定時には消費税仕入控除税額等が明らかでないため、一旦消費税についても対象経費とし、後に消費税仕入控除税額等があれば該当する金額の補助金の返還を受けなければならないこととされている。しかし、高槻市では消費税仕入控除税額等の有無の確認を行っていないため、要綱に則った処理を行なうよう求める。</p>		
報告書該当ページ	P.101			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>税務署及び税理士に確認したところ、保育事業のみを行う事業者は非課税事業者であることから、消費税の申告の義務はなく、消費税仕入控除税額がないことを証明するものは存在しないとの回答であったため、消費税仕入控除をしていない旨を記した書式を作成し、保育事業のみを行っていることが分かる決算書とともに事業者に提出を求めることで対応することとした。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		平成29年4月1日		

項目	大分類	第4 地域型保育給付		
	中分類	2 小規模保育事業所設置事業		
	小分類	平成31年度末には、連携施設の確保が必須であるため、これが確実にできるよう、市としてもバックアップを行われたい。		
所管部課	子ども未来部 保育幼稚園事業課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)においては、小規模保育事業所について、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を確保することが求められているが、附則で5年間の経過規定が定められている。</p> <p>高槻市では平成28年4月時点で、市内21か所(定員346人)の小規模保育事業所のうち「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」いずれの連携協力も確保できている事業所は8か所(受け皿定員49人)である。市立保育所、民間保育園、認定こども園はいずれも待機児童解消のため定員弾力を実施しており、3歳時からの受け皿となる施設を確保することは容易ではない状況である。</p> <p>このような現状から、第一義的には民間事業者による自助努力を求めるべきであるとしても、一方で平成31年度末という経過措置の期限が決まっていることから、高槻市としても、連携施設の確保のため、積極的な関与を図られたい。</p>			
報告書該当ページ	P.101			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>当課としては、新たな園の整備を希望する事業者を募集する際に、3歳については小規模保育施設の連携施設として卒園児7名以上を受入れることを要件とするなどし、既にバックアップに取り組んでいる。連携施設の確保が依然として容易ではない状況であることから、さらに引き続き積極的に関与するよう努める。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年2月13日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	1 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
	小分類	新生児訪問の人数を除くことを要綱上も明記されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>本事業は、子ども保健課が行っている新生児訪問等により、既に子ども保健課が家庭訪問を行っている家庭は対象家庭から除かれている。新生児訪問等では、本事業と同内容の情報提供や相談等を行っているため、本事業の対象家庭から新生児訪問等による訪問家庭を除くことは、事業の重複を避けることができ、有益である。</p> <p>しかし、「高槻市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱」上、新生児訪問等による訪問家庭を除くことが明記されておらず、要綱と運用に乖離が生じている。したがって、要綱上もこの点を明記し、要綱と運用の乖離を解消するようにされたい。</p>			
報告書該当ページ	P.105			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>高槻市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱に「新生児訪問等による訪問家庭を除くこと」を追加した上で一部改正した。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	1 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)		
	小分類	本事業実施後のフォローについても報告書に記載されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>本事業による訪問の結果、継続した養育相談、養育支援などが必要と判断された家庭については、要フォローとして訪問記録に記載され、継続した養育支援に繋げている。訪問者が要フォローと判断した理由や、今後の養育支援の方針の所感については、本事業実施後、子育て総合支援センターの職員との面談の際に確認し、引き継いでいる。</p> <p>しかし、訪問記録の記載から、訪問者が要フォローと判断した理由や、今後の養育支援の方針についての所感が読み取れる場合もあるが、この点が明確でない訪問記録も散見される。</p> <p>口頭で職員に引き継ぎがされているため特に支障が生じているものではないとのことであるが、本事業が児童虐待予防施策の一翼を担っていることを考慮すると、担当職員の異動の際の引き継ぎや備忘のため、これらの点も報告書に記載することが望ましい。</p>			
報告書該当ページ	P.105			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>引継ぎに際して、訪問記録に訪問者が要フォローと判断した理由や、今後の養育支援の方針についての所感を記載する運用とした。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年5月15日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	2 子育て相談訪問事業(養育支援訪問事業)		
	小分類	カンファレンスの要点を記録化されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>高槻市子育て相談訪問事業実施要綱」によると、対象家庭の支援方針についてカンファレンスを行ったときは、所定の様式で市長に報告しなければならないとされている(同要綱第19条2項)。</p> <p>しかし、同要綱に添付されている書式は、単に「カンファレンスに参加しました」との文言が印字され、カンファレンスの日時等を記入するのみとなっており、当該対象家庭の支援方針について具体的にどのようなカンファレンスが行われたかの要点を記入する欄が設けられていない。また、その他、記録上、カンファレンスの要点は記録されていない。</p> <p>カンファレンスの要点については、職員間では口頭で共有されているため特に支障が生じているものではないとのことであるが、本事業が児童虐待予防施策の一翼を担っていることを考慮すると、担当職員の異動の際の引き継ぎや備忘のため、カンファレンスの要点も報告書に記載することが望ましい。</p>			
報告書該当ページ	P.108			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>カンファレンスの要点を記録するように報告書の様式を変更した。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年5月15日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	2 子育て相談訪問事業(養育支援訪問事業)		
	小分類	支援終了後の引き継ぎ等についても記録化されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>本事業による支援は、支援期間の満了や、対象家庭からの終了の申し出により終了する。支援が終了した場合であっても、対象家庭の問題点が完全に解消されていない場合もあり、その場合は、子育て総合支援センターや子ども保健課でフォローしていくことになる。</p> <p>しかし、本事業のケース記録上、支援終了時点で残された課題があるの否か、その場合どのような支援が必要なのかなど、本事業の総括や支援の引き継ぎが記録化されていない。</p> <p>これについても、職員間では口頭で共有されているため特に支障が生じているものではないとのことであるが、担当職員の異動の際の引き継ぎや備忘のため、本事業の総括や支援の引き継ぎについても記録化することが望ましい。</p>			
報告書該当ページ	P.108			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	平成29年度より、引き継ぎ等を行った場合は記録化する運用とした。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	3 子育て短期支援事業		
	小分類	利用希望者について、相談記録等を作成されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>高槻市は、本事業の実施施設として、平成27年度は5施設と業務委託契約を締結しているが、利用希望者がいる場合に、常に受入れが可能とは限らず、むしろ、受入れができないことが多い状況である。そのため実施施設が受入れ可能な場合にのみ申請書を提出させて保護を実施する運用であり、受入れ施設が見つからず利用を断念した場合には、何ら記録が残っていない。</p> <p>児童及びその家庭の福祉向上を図るという本事業の性質上、受入れ施設がなく利用ができない場合には、別の手段によって児童等を保護する必要がある。場合によっては、新たな施策を要することもあり得る。</p> <p>本事業を必要とする者の実際の人数やその実態を適切に把握し、今後の本事業及び関連事業の方向性の検討に資するためにも、利用希望者の受付簿や相談記録を作成すべきである。</p> <p>その上で、受入れ施設が不足しているようであれば、さらに多くの委託施設を確保するよう努力すべきであるほか、代替の施策等がないかということについても検討すべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.110			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	現状、利用希望があった場合は、個別の相談記録等に記録をしているが、利用希望者の人数を適切に把握できるよう変更を行った。受入れ施設に空きが無く、利用できない場合があるが、利用者の利用の便や全体の施設数からもこれ以上の確保は難しい。利用希望があるにも関わらず、利用できない場合については、出来る限りの助言を行うこととし、真に必要な場合は、直接の代替施策ではないが、大阪府吹田子ども家庭センターの一時保護を活用する運用としている。			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年5月15日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	4 地域子育て支援拠点事業		
	小分類	子育て支援センターについて、随意契約の要件を満たされたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 結果 <input type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>子育て支援センターのうち3箇所については、民間保育所を運営する社会福祉法人との間で、毎年、単年度の業務委託契約を締結している。この契約方法は、地方自治法第234条第2項・同法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるものであり、理由として、「この事業を行うには、認可保育所の中で体制及び施設面で整備され、平成19年度より本事業を実施している社会福祉法人照治福祉会・たつみ会・育成福祉会の3法人が相当であり、競争入札になじまないため」とのことである。</p> <p>しかし、本事業の内容は、一定規模の人的・物的体制が整った保育所であれば実施可能と考えられ、前記の随意契約理由をもって、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」とまで言うことはできず、地方自治法の定める随意契約の要件を満たしていないこととなる。</p> <p>随意契約があくまで例外的に許容されたものであることを踏まえ、本当に競争入札に適しないといえるのか、他の保育所等への委託の可否を含め、改めて調査、検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.115			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>「高槻市子ども子育て支援事業計画」における教育・保育提供区域が現在の委託事業者と同一の民間保育施設の中で、地域子育て支援拠点事業に利用可能な子育て支援スペースを備えているか施設設備等を調査、検討したところ、該当がなかった。今後、新設の民間保育施設等で、地域子育て支援拠点事業実施の意向等があれば、再検討していく。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年5月8日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	5 ファミリー・サポート・センター事業		
	小分類	本事業に基づく相互援助に、補償保険が付保されるためには、相互援助の実施前にセンターに連絡することが必要であることを入会時に明示し、この点について会員からの承諾を得ることを検討されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>ファミリー・サポート・センター事業においては、万が一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険への一括加入を予定しており、同保険の付保は、依頼会員からセンターへの「依頼したい日が決まった」との連絡(依頼会員名、提供会員名、子どもの名前、活動日時、活動内容を明らかにする。)を条件としているが、会員の作成する入会申込書には「会則を遵守し、高槻市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます」との記載があるが、事前連絡をしなければ補償保険が付保されないことは「手引き」に記載されているにとどまる。このため、事前連絡をしない場合には補償保険の付保がないことを、入会時に会員に明示し、事前連絡がない場合のリスクを入会申込書に記載することなどを検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.118			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>高槻市ファミリー・サポート・センター会則に、事前連絡をしない場合には補償保険の付保がないことを記載した。入会説明時に改正後の会則を配布するとともに、注意喚起を行い、事前連絡の徹底していく。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年5月22日			

項目	大分類	第5 地域子ども・子育て支援事業		
	中分類	5 ファミリー・サポート・センター事業		
	小分類	活動の活性化に向けて、より効果的な手段を探られたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>本事業の活性化のため、提供会員の増加を促すための、市民への事業の周知は、重要であると思われる。ファミリー・サポート・センター業務の基本が、提供会員の自宅での児童の預かりであることを考えると、相互援助活動の件数を増やすためには、提供会員が家の近くに存在することが望ましいことは明らかである。今後実施を検討している周知施策(各種広報)については、より必要度の高い(すなわち、提供会員の少ない)地域により重点的に実施するなど、効果的な方法を選択されることを検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.119			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>依頼会員が存在し、かつ提供会員が極端に少ない地域をピックアップし、地域の公民館等に提供会員募集のチラシの配架を行った。今後も定期的に同様の地域をピックアップし、チラシの配架や提供会員募集の説明会等を検討、実施する。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年5月16日			

項目	大分類	第6 就学後の子育て支援		
	中分類	1 学童保育室運営事業・学童保育室整備事業		
	小分類	「高槻市学童保育室入室選考取扱細則」の選考基準を見直されたい。		
所管部課	子ども未来部 子ども育成課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>ア 「高槻市学童保育室入室選考取扱細則」の選考基準で、第1順位ないし第3順位、第5順位ないし第7順位については、文言上は保護者の就労が要件になっていないように読めるため、恣意的な運用を防止するためにも就労していることが要件であることを明確化すべく修正することが望ましい。</p> <p>イ 学童保育室の入室選考については、国のガイドラインなどもなく、「保育の必要性」と「保育に欠ける度合い」により判断することとされている。生活保護世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯の児童を第1順位としているが、同世帯の自立支援という別目的を勘案していることとなるため、その妥当性について、統計的な把握も含めて、改めて検証することが必要である。</p>			
報告書該当ページ	P.128			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>ア 学童保育室の目的からすれば、保護者の就労・疾病等により放課後の保育に欠けていることが要件であることは明らかであるが、恣意的な運用を防止する観点からも、就労・疾病等の要件の明記については、入室選考取扱細則の改正を行い、文言の修正を行う。</p> <p>イ 入室選考においては、①放課後の保育の必要性②放課後の保育に欠ける程度の2つの観点により入室選考を行っているが、監査人意見のとおり、現在の入室選考取扱細則では世帯の状況が第1順位となっていることから、世帯の状況については順位によらず新たに点数化を行い調整点の加点を行うなど、平成30年度の入室審査に反映すべく、入室選考取扱細則につき、見直しを検討する。</p>			
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第6 就学後の子育て支援		
	中分類	1 学童保育室運営事業・学童保育室整備事業		
	小分類	校区外の学童保育室に通う児童について、負担がなく、なるべく不公平が生じないような施策を実施されたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども育成課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>待機児童の解消を図るため、別の校区に設置された学童保育室への登録も認めている。また、榎田地区については、学童保育室が設置されていないことから、学童保育室を利用するためには、校区外の学童保育室に登録する必要がある。</p> <p>これらの場合、居住校区から別の校区の学童保育室への移動は各自となっており、移動の間の安全確保のほか、交通費の負担など、一定の費用負担が生じる。通常の入室児童と待機児童となったことにより他室に通う児童の間で、不公平が生じているものと考えられる。キャパシティの問題から、校区外の学童保育室に通わざるを得ない児童が生じることはやむを得ないところでもあるが、児童に負担がなく、なるべく不公平が生じないような施策を実施すべきである。</p>		
報告書該当ページ	P.129			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>校区外の学童保育室に通う場合については、校区設定が徒歩通学可能な2km圏内となっていることから、隣接した校区への徒歩移動については、過度な負担・不公平は生じない。榎田小学校については学童保育室の設置がなく、隣の校区までの距離は徒歩圏内ではないものの、榎田小学校の放課後子ども教室を活用することにより、平日の放課後の居場所が確保されている。</p> <p>待機児童の解消が根本の課題であることから、今後については、待機児童の発生が予想される中心市街地等について、民間事業者の参入に対し助成を行うことで待機児童の解消を図ることとしている。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第6 就学後の子育て支援		
	中分類	1 学童保育室運営事業・学童保育室整備事業		
	小分類	小学4年生から小学6年生までのニーズを調査した上、改めて学童保育室の受入対象児童について検討されたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども育成課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>学童保育室運営事業の対象年齢は、改正後の児童福祉法においては、「小学校に就学している児童」とされている。高槻市では、改正前の児童福祉法に基づき、原則小学3年生まで、規則で定める障がい児については小学6年生までを学童保育室で受け入れることにしているが、大阪府下では、健常児も含めて小学6年生まで受け入れている他市町村が目立っている。</p> <p>常時、臨時定員にて児童を受け入れていることに鑑みれば、直ちに小学4年生から小学6年生を受け入れることは現実的ではないとの判断もありうるが、小学4年生から小学6年生までの児童においても、学童保育室のニーズが認められた場合には、引き続き余裕教室の活用や民間事業者の利用あるいは利用ルールの見直し等を検討して、環境が整い次第、できるだけ速やかに小学4年生から小学6年生を受入対象児童に加えるべきである。</p>		
報告書該当ページ	P.129			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input checked="" type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>改正児童福祉法上、高学年についても対象となっている事業ではあるが、個々の学童保育室に小学6年生までの受入義務を一律に課すものではない。本市においては低学年児童の受け入れに関して臨時定員を設けており、かつ待機児童が発生している現状があり、学童保育事業の高学年への対象拡大は本市においては困難である。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第6 就学後の子育て支援		
	中分類	2 放課後子ども教室推進事業		
	小分類	学童保育室を利用している児童が放課後子ども教室に参加できるよう、国モデルの実現に向け、所管両課で協議されたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども育成課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>国は、放課後子ども教室と学童保育室との連携を推奨している。両事業の「一体型」又は「連携型」は、放課後子ども教室へ学童保育室の児童が管理指導員ごと参加し、教室終了後は保育を再開する枠組を想定している。放課後子ども教室において、校区事情を考慮するとしても、学童保育室を利用している児童の登録を認めないことは望ましくない。学童保育室を利用している児童の登録も認めた上で、国の提唱する「一体型」又は「連携型」の実現に向け、両事業所管課同士で協議することが求められる。</p>		
報告書該当ページ	P.132			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>市立小学校における放課後子ども教室(以下、教室)の設置は未完了であり、開催日数においても学童保育室の開室日数とは大きく開きがある。教室が設置されている小学校においても、安全性の観点から事業規模に制限を設けなければならないことがあり、安全性の確保の観点から事業規模に制約を設けなくてはならない事情については学童保育事業も同様であるため、一体型の事業実施は進んでいないのが現状である。</p> <p>学童保育室を利用している児童であっても参加可能としている教室も存在していることから、本市の実情を踏まえ、両事業所管課同士で協議し、緩やかな形での両事業の連携を模索していく。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	1 妊婦健康診査		
	小分類	委託料の支払方法、支払基準を見直されたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども保健課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>受診券の券面額以上の金額で妊婦健診を行った場合には受診料を記載しない取扱になっており、実際にかかった費用が低い場合においても、券面額どおりの受診料で委託料が請求されている可能性がある。</p> <p>したがって、券面額以上の受診料で妊婦健診を行った場合にも、当該受診料の金額を申告させるべきである。また、その際の領収書の写しなどを添付させることが望ましい。</p>		
報告書該当ページ	P.135			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>毎月の健診事務処理の中で、券面額以上の受診料で妊婦健診を行った場合にも当該受診料の金額を申告させた場合、大阪府医師会や個別医療機関の事務量が増大し、事務手数料の増加や事務遅延が発生する可能性がある。そのため、現行の方式を採用している。</p> <p>しかし、高槻市の受診券を使用しない場合の受診料について把握しておく必要性は認識しているため、今後市内の個別医療機関に対して受診料についての照会を行い、通常受診料を把握した上で、不当に高い委託料で請求されないように、毎月の事務処理を注意して行う方法を検討している。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	2 乳幼児健康診査		
	小分類	乳児後期健康診査の受診率の算出方法を見直されたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども保健課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		受診率の算出根拠となる対象者数について、「4か月児健診受診者数」ではなく、「全0歳児人口」に改めるべきである。		
報告書該当ページ	P.139			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		乳児後期健康診査の受診券は、母子健康手帳交付時ではなく、4か月児健康診査に配布していることから、その受診者数を対象者数と見なしてきた。しかし、実際には未受診者についても家庭訪問等により受診券を全員に配布するように努めていることから、実態に近づけるため、平成28年度実績分より、対象者数を全0歳児人口に改めることとする。		
措置(対応)済の場合措置(対応)日		平成29年4月27日		

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	3 産前・産後ママサポート		
	小分類	契約方式を見直されたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども保健課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 結果 <input type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>「産後ママサポート事業を適切に遂行してきた実績と、ヘルパー育成のノウハウを併せ持つ、本事業を委託することができる唯一の団体であり、また、セーフティネットとして活用する目的もあることから、母子保健や児童福祉に精通した事業者であること、コーディネーターの配置を含め、本事業を確実に実施できる体制を有している事業者である」という理由で、社会福祉法人高槻市社会福祉事業団と随意契約を締結している。</p> <p>しかし、妊婦や子育て家庭向けのホームヘルパー派遣事業は特殊な内容ではなく、民間にも事業者があること、また、総合評価型のプロポーザル方式を選択することによって福祉的機能を備えているか見極めるという方法をとることもできることから、契約の透明性や経済性を確保するため、適切な契約方式を選択するよう見直すべきである。</p>		
報告書該当ページ	P.141			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>本事業は、単なるホームヘルパー派遣事業ではなく、ハイリスク家庭の支援の機能という福祉的側面を有しており、市の関与の必要性が高いことから、適切な支援と連携体制を担保するため、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議への参加などのコーディネーター業務を含んでいる。</p> <p>社会福祉法人高槻市社会福祉事業団は、母子保健・児童福祉に精通したコーディネーターを有し、ケースによって市の担当部局と迅速かつ的確に連携を図ることができるのは同法人において他にないため、次回の契約からこの条件を勘案した契約方式とるように検討する。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	3 産前・産後ママサポート		
	小分類	一定の条件の下、利用者負担の導入を検討されたい。		
所管部課	子ども未来部 子ども保健課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>利用回数に制限があるとはいえ、本事業が民間事業者と同内容の事業であることを踏まえると、無償で一定回数、ヘルパーの派遣を行うことは、民業を圧迫する側面を有する。</p> <p>本事業がセーフティネットとして機能していることを踏まえると、全面的に利用者負担を求めることは適切ではないが、所得要件、資産要件を加えて利用者負担を導入するなど、セーフティネット機能を維持したまま、公平性を確保する方策がないのかを検討すべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.142			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>本事業については、料金を支払ってでも利用したいという利用者があることは確かであり、料金徴収の実現可能性や方策についてこれまでも検討を行ってきた。しかし、所得の多寡に関わらず、福祉的側面として市が積極的に関与して利用に至り、セーフティネットとして活用される場合が存在しているため、一律に所得要件を加えて利用者負担を求めることは適切ではないと判断し、現行に至っている。今後についても、利用実態を見極めた上で、利用者負担の導入について引き続き検討を重ねていく。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	3 産前・産後ママサポート		
	小分類	収支の精算内容を確認されたい。		
所管部課	子ども未来部 子ども保健課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	<p>受託者から実際に提出を受けている収支精算書は、各費目と金額が記載された表1枚のみであり、金額の内訳は明らかでなく、根拠資料も添付されていない。</p> <p>委託料を事後的に精算する契約を締結している以上は、単に費目と金額を報告させるだけでなく、その内訳を明らかにさせ、裏付けとなる資料の提出もさせたい。実績を確認するのでなければ、契約内容に従った履行を行っているとは評価し得ない。ゆえに、これを確認すべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.142			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>平成28年度実施分からは、収支精算書のみならず、内訳書の提出と領収書などの証拠書類の提示を求めることとし、履行確認事務を強化した。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年4月28日			

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	5 小児救急医療体制の確保(応急診療所管理運営事業)		
	小分類	早期の耐震化対策を実施されたい		
所管部課		健康福祉部 保健所 健康医療政策課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		高槻島本夜間休日応急診療所の一部は、国が示す耐震安全性基準を満たしていないので、合築の大阪府三島救命救急センターの移転が確定後、現在の建物の耐震化工事を行うのか、あるいは、同救命救急センターと同じ場所へ移転するのかが等の方向性を決めていく流れになることが予想されるが、様々な地域で、地震が頻発している現状を踏まえると、耐震化に向けてのロードマップを作成し、これを早期かつ着実に履行することにより、早急な耐震化対策を講じることを強く申し入れる。		
報告書該当ページ	P.148			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		高槻島本夜間休日応急診療所と合築している大阪府三島救命救急センターは、運営法人である公益財団法人大阪府三島救急医療センターの理事会において、その移転候補地を大阪医科大学の敷地に選定された。同救命救急センターの移転について、運営に参画している三島二次医療圏の3市1町(高槻市・茨木市・摂津市・島本町)をはじめ、本来の整備責務のある大阪府や医療関係者等と協議・検討を進めていくとともに、同診療所のあり方についても、過去の設立の経過等を考慮し、関係機関と協議・検討を進めていく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第7 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策		
	中分類	5 小児救急医療体制の確保(応急診療所管理運営事業)		
	小分類	高槻島本夜間休日応急診療所及び大阪府三島救命救急センターが運営されている建物に関する権利関係を明確にされたい		
所管部課		健康福祉部 保健所 健康医療政策課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		高槻島本夜間休日応急診療所の土地及び建物は、市の財産であり、同診療所に合築する形で大阪府三島救命救急センターが運営法人である公益財団法人大阪府三島救急医療センターによって開設された。同診療所の土地及び建物について、不動産登記がされていないことから、客観的に市と同医療センターの建物の所有関係を示すものは存在せず、両当事者間で何らの合意も存在していないとすれば、建物の構造上、両施設は分離できない状態になっていることから、付合したと評価される可能性がある。付合であると評価された場合、両施設の設立経過から、建物全体の所有権が市と同医療センターの両方の場合が考えられる。また、いずれの考え方になったとしても、建物建築費用を支出したが所有権を失った当事者には、償還請求権が発生すると考えられる。今後、両施設の耐震化を含めたあり方を検討していくに当たっては、その前提として、建物に関する権利関係を明確化しておく必要がある。		
報告書該当ページ	P.149			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		三島二次医療圏3市1町(高槻市・茨木市・摂津市・島本町)が同医療センターの理事として運営に関わっていることから、両者間において、取引の安全を害することはないと認識しているため、登記を行っていない。ただし、今後、合築の大阪府三島救命救急センターの移転について、関係機関と協議・検討を進めていく段階で、高槻島本夜間休日応急診療所も含めた両施設の権利関係を明確化する必要が生じた場合は、適切な対応を検討していく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		昭和60年11月1日		

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	1 児童虐待等防止連絡会議運営事業		
	小分類	要支援児童等の位置付けを明確にされたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 結果	<input type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>児童福祉法上、要支援児童等を把握するルートの一つとして、乳児家庭全戸訪問事業が想定されているが、高槻市の要対協では、要支援児童等は保護の必要性が減少したが支援が不要になったとまではいえない要保護児童を中心に位置付けており、こんには赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施により「要フォロー」と位置付けられた家庭が要支援児童等に位置付けられているものではない。</p> <p>しかし、児童福祉法の規定やこれを踏まえた厚生労働省のガイドラインによれば、こんには赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施により「要フォロー」と位置付けられた家庭も要支援児童等に該当し、要対協による支援対象に含まれると思われるため、この点の位置付けを整理すべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.154			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	こんには赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施により、家庭状況等を把握した子ども等について、必要に応じて要支援児童等に位置づけ、支援していくこととした。			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	1 児童虐待等防止連絡会議運営事業		
	小分類	要対協の特性に合わせた人事配置をなされたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>児童虐待を防止し、重症事案や死亡事案を防ぐためには、各職員の知識経験の蓄積、能力の向上や、次世代への承継を行っていくことが必要であるが、ここ数年で要対協の台帳登録者数が約2倍に増加し、相談件数や初期調査件数も急増しているにもかかわらず、要対協の事務局である子育て総合支援センターの職員数は変化がない。</p> <p>要対協が児童虐待を防止し、重症事案や死亡事案を防ぐという重要な役割を担っていることを踏まえると、要対協の事務局職員については、特に、その知識経験の集積が図られ、能力を向上させていくことができるような人事異動、業務の増加に対応できるような人員配置を行うよう検討されたい。</p>			
報告書該当ページ	P.155			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	平成29年4月1日より専門職の正規職員を1名増員し、職員体制の強化を図った。			
措置(対応)済の場合措置(対応)日	平成29年4月1日			

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	1 児童虐待等防止連絡会議運営事業		
	小分類	3歳6か月児健診以降にも要保護児童・要支援児童を把握できるような方策を検討されたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>3歳6か月児健診以降、小学校に就学するまでの間、保育所又は幼稚園に通っていない児童については、高槻市などの第三者が積極的に関与できる機会はなく、要保護児童・要支援児童に関する情報を取得しにくくなる。</p> <p>この間に、虐待が発生する可能性も十分にあるから、特に保育所又は幼稚園に通っていない児童について、3歳6か月児健診以降に高槻市が積極的に関与できるような方策を検討すべきである。</p>			
報告書該当ページ	P.155			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>3歳6か月児健診以降に高槻市が積極的に関与できるような方策については課題と認識しているものの健診等のように児童に一律に関与する制度が現状無く、また全国的な課題とも捉えているため、国によって一定の指針や対応が出されるべきと考えている。現状では子育て支援拠点等の就学前児童施設や、市民への児童虐待防止の周知を図り、出来る限り情報を取得できるよう働きかけるとともに、要保護児童等については必要に応じて保護者に保育所等へ通うことを積極的に勧め、保育所等へ通っていない要保護児童等については訪問、電話等により状況の把握に努めるなど関与を深めている。今後、ご指摘の方策については、国等に要望していくとともに、国の動向や他市の情報収集に努め、研究、検討を行っていく。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日				

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	2 児童扶養手当給付事業		
	小分類	返還金の徴収率をアップさせるため、より多角的に手段を検討して実行されたい。		
所管部課	子ども未来部 子ども育成課	区分	<input type="checkbox"/> 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>返還金のうち、返還が見込めない案件については、移管債権に係る事務処理基準に適合するものについての資産管理課への移管や、裁判所を利用した法的手段などを検討し、より多角的な視点をもって積極的な徴収に努められたい。</p>			
報告書該当ページ	P.157			
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	<p>回収が困難な債権については、資産管理課と連携を図りながら債権の回収に取り組んでいます。今後も資産管理課への債権の移管を含めた連携の強化や法的手続きによる徴収を検討することで、債権の徴収率の向上に取り組んでまいります。</p>			
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年3月31日			

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	3 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業		
	小分類	過年度分の償還金の回収率を上げるための方策を探られたい。		
所管部課		子ども未来部 子ども育成課	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>滞納分の償還率が低い理由について、正確に分析した上で、より適切な回収手段がないか検討すべきである。それにもかかわらず回収が困難と認められる件については、場合によっては放棄する方が適切な場合も考えられる。回収不能な未収金をいつまでも計上しておくことは財務会計上健全とはいえないので、ケースに応じて適切な処理を細やかに行っていくべきである。</p>		
報告書該当ページ	P.160			
措置(対応)の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>回収が困難な債権については、資産管理課と連携を図りながら債権の回収に取り組んでいます。平成28年度には、回収が困難な債権のうち、消滅時効に係る時効期間が満了しているものについて債権放棄を行いました。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日		平成29年3月31日		

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	4 児童発達支援センター運営(療育センター管理運営)事業		
	小分類	療育園とうの花療育園の指定管理者をそれぞれ選定されたい。		
所管部課		子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>療育園及びうの花療育園は、高槻市立療育センター条例に基づき、「高槻市立療育センター」と位置付けられ、一括して指定管理者が指定されている。しかし、両施設の運営は前者は社会福祉事業団、後者は聖ヨハネ学園が行っており、それぞれ個別独立した施設であり、事業内容も全く異なる。また、事業計画や事業報告書等も別々に作成され、条例の規定もそれぞれに指定管理者が選定されることが想定されたものとなっている。</p> <p>指定管理者を一括して指定することで、医療型及び福祉型児童発達支援センター両方を運営できる者に限られるため、その候補者は著しく制限され、両施設が相互に協力し、サービス向上等が見込まれるとしても、それは運営努力で実現できると考えられる。したがって、他の事業者の参入の可能性を広げる意味でも両施設の指定管理者は別々に選定すべき。</p>		
報告書該当ページ	P.165			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>医療型及び福祉型児童発達支援センターの両施設を一体的に運営することにより、医師や理学療法士等の専門職の相互交流が可能になり、より専門的な支援が提供出来るようになる。また、福祉施設であることの特性上、入園者と職員の人的な繋がりと継続的な支援が事業の実施において欠くことのできない重要な要素となっている。この他、収益面においても両施設の利用者を対象とすることで、診療報酬が確保出来る等の理由から、現状の運営形態を継続していくべきと考えるが、今後、事業計画等、一体的な運営を行っていることを示す資料の体裁及び作成手法については検討を行っていく。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	4 児童発達支援センター運営(療育センター管理運営)事業		
	小分類	「高槻市社会福祉事業団グループ」の性質を明確にし、それに則った運用をされたい。		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	療育園及びうの花療育園について、指定管理者を一括指定するにあたり、「高槻市社会福祉事業団グループ」として法人格のない企業体として取り扱っているようだが、その根拠が「グループ結成届」と聖ヨハネ学園が高槻市社会福祉事業団へ事務を委任する旨の「委任状」の提出のみとなっており、「事業団グループ」が組合あるいは権利能力なき社団としての実態を有したものの可否かの確認は出来ていないといわざるを得ない。今後も一括指定を行い、「高槻市社会福祉事業団グループ」を指定管理者に選定する場合には、同グループの性質及びグループ内の内部関係を明確にした書類を求める等、性質に応じた運用をすべきである。			
報告書該当ページ	P.166			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	高槻市社会福祉事業団グループについては、当初の指定管理者選定時にグループを結成する旨の届やグループ内部の指揮命令系統等について示された事業計画書等が提出されており、本市においてはこれらの提出書類に基づき、同グループが本事業を合同で履行する組織体であると認識している。『「事業団グループ」が組合あるいは権利能力なき社団としての実態を有したものの可否かの確認は出来ていないといわざるを得ない。』との指摘だが、同グループが本事業をひとつの組織として共同で履行するという合意は前記書類等で既になされており、これまでグループとして適切に事業の実施を図っていることから現行の運用を継続することに特に支障はないと考える。			
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	5 高槻市障がい児相談支援事業		
	小分類	「契約方式を見直されたい。」		
所管部課	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 結果 <input type="checkbox"/> 意見	
結果(指摘)又は意見の内容	高槻市は、委託先の3つの社会福祉法人と、毎年度「随意契約」により業務委託契約を締結しており、その根拠は「委託相談機関は身近な場所に存在するべきであることから、市内に複数箇所を分散して配置する必要があり、1者のみの実施では、本事業の趣旨目的を十分に達成できないため、要件を満たすことができる3事業所全と随意契約を締結するもの」と契約の起案文書には記載がある。しかし、業務内容に鑑みると「分散して配置」されているとは言い難い状況がある等、決裁文書に記載されている随意契約理由は認められない。			
報告書該当ページ	P.167			
措置(対応)の状況	<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input checked="" type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()			
措置(対応)内容	発達に課題を持つ児童への支援は、早期発見、早期療育等を趣旨目的としており、その目的を達成するためには、早期支援の充実を図るとともに、発達障がいの可能性への気づきを適切に判断し、支援につなげる相談機関を複数設置し、その体制の充実を図る必要がある。また、相談機関は発達に課題のある児童の保護者からの様々な相談に継続的に応じるとともに、児童の発達に関する課題を整理するなど、その後の障がい児支援施策へ適切につないでいく役割を担い、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者かつ指定特定障害者相談支援事業者であること及び障がいに関する多種多様な相談内容に適切に対応できる専門的な人的体制がとれていること、その後の児童の支援について実績を有していることが必要である。 相談体制の充実を図るために、これらの要件を満たすとともに、児童福祉法改正以前より児童デイサービスを提供し、現在は児童発達支援事業を行うなど、本事業を受託できる資格と技術・実績を有するのは現行の3事業所のみであり、次回の契約からこれらの要件を勘案した契約方式とするように見直しを行う。なお、本事業に適する他の事業所が設置された場合には、相談体制の充実を図ることを考慮に入れた選定方法を検討する。			
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	5 高槻市障がい児相談支援事業		
	小分類	契約内容等を再検討されたい。		
所管部課		子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>本事業の延べ利用者数や委託先から毎月提出される「相談内容報告書」の記載内容から考えると、現状の委託料で、3法人に外部委託する必要があるのか、現在の事業内容での事業継続の必要性の有無に疑義があるところ。本事業については、費用対効果を十分意識した上で、事業継続の必要性や、継続する場合には直営か外部委託するのか、また外部委託の場合には委託料の定め方等を含めた契約内容の再検討が必要である。</p>		
報告書該当ページ	P.168			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>児童の発達課題に関する相談が増加傾向にある中、多様な相談内容に充分対応するには、児童福祉法改正以前より児童の発達支援サービスの提供を行うなど本事業を確実に履行できる技術、実績を備えた当該3事業所との委託契約により事業継続することが市民サービスを確保する観点から適切であると考え。また、各事業者から提出される相談内容報告書の記載内容に関して見直す余地はあると考えるものの、委託料を含む契約内容等を変更することは、本事業の性質にはなじまないと考える。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策		
	中分類	6 障がい児通所支援事業		
	小分類	放課後等デイサービス事業者から、放課後等デイサービスの利用日の情報を取得して、学童保育室の加配職員の勤務調整を計画的に行うなどといった方法も検討されたい。		
所管部課		子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容		<p>放課後等デイサービスの対象児童の中には、学童保育を利用している児童もあり、場合によっては加配職員が付される場合もあるが、担当課からのヒアリングによれば、放課後等デイサービスを利用する日については、保護者より学童保育を欠席する旨の連絡をもらうようにしており、それに合わせて加配職員の勤務調整も行っているため、無用な人件費の発生を防いでいるとのことである。この点、さらに一歩推し進めて、保護者の主体性に委ねるのではなく、放課後等デイサービス事業者から直接利用情報を得て、学童保育の加配職員の勤務調整を計画的におこなう等といった方法なども検討されたい。</p>		
報告書該当ページ	P.174			
措置(対応)の状況		<input type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input checked="" type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容		<p>学童保育と放課後等デイサービスは、それぞれ趣旨、目的等の異なる別々の制度であることから、同時に利用することに特段問題はなく、放課後等デイサービスが保護者からの申請で受給決定を行っているものであり、放課後等デイサービス事業所が学童保育利用について必ずしも把握しているものではないことから、学童保育への欠席等の連絡についても、保護者により行われるべきと考える。</p>		
措置(対応)済の場合措置(対応)日				

項目	大分類	第8 支援が必要な児童・家庭への福祉対策	
	中分類	6 障がい児通所支援事業	
	小分類	支給者ごとの実際の利用量を分析し、各支給者に対する適切な支給量を把握されたい。	
所管部署	子ども未来部 子育て総合支援センター	区分	<input type="checkbox"/> 結果 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
結果(指摘)又は意見の内容	<p>支給量については、事業所の整備状況や不必要な利用を抑制するために、月10日の支給を標準としており、他市と比較して想定的に支給量が少なくなっている。月10日の支給を標準としている事も一定理解できるが、今後も個々の利用実態を分析し、適切な支給量を把握するとともに、適切な標準日数を設定するよう努めるべきである。</p>		
報告書該当ページ	P.174		
措置(対応)の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置済(対応済) <input type="checkbox"/> 改善途中(検討中) <input type="checkbox"/> 相違 <input type="checkbox"/> 対応困難 <input type="checkbox"/> その他()		
措置(対応)内容	<p>現状、月10日の支給を標準日数としながらも、個々の状況に応じて支給量を決めている。今後も個々の利用実態を分析し、適切な支給量を把握するとともに、適切な標準日数を設定するよう努めていく。</p>		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日	平成29年5月9日		